

宇治市男女共同参画計画
(仮) 第 5 次 U J I あさぎりプラン
骨子案

2020 年（令和 2 年）8 月
宇治市

目 次

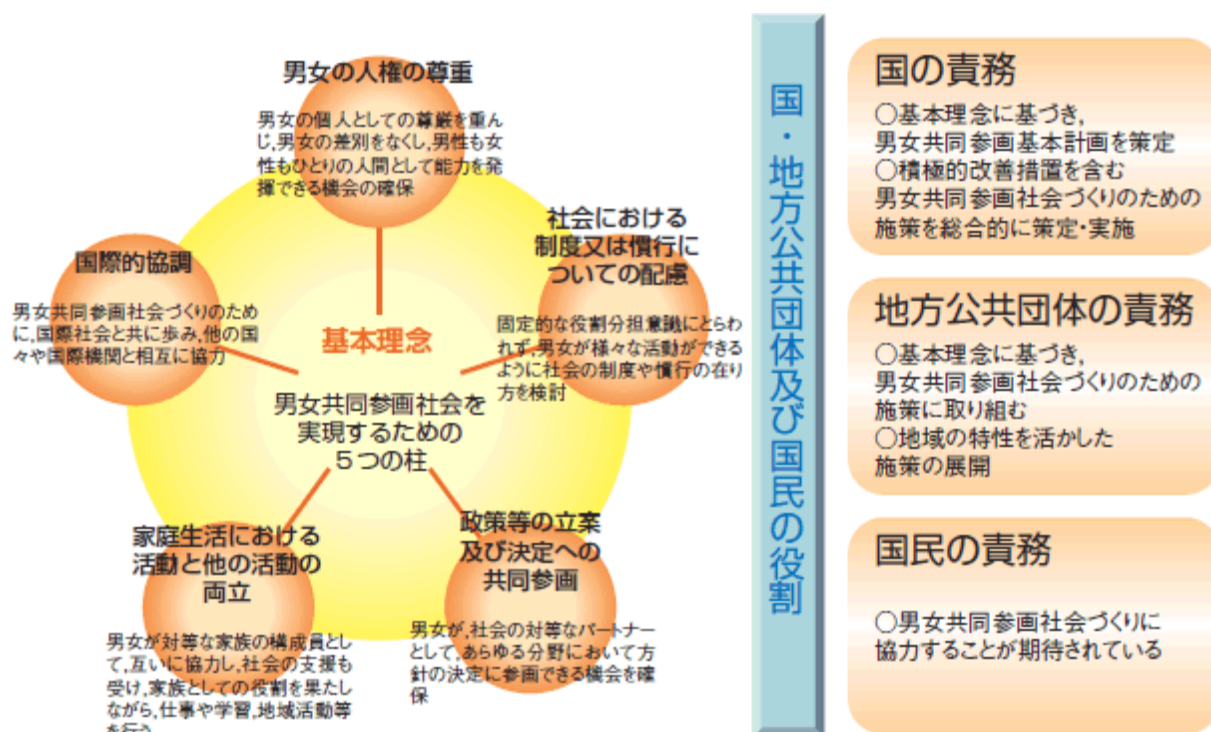
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定経過	4
5. 計画の目標.....	5
6. 第4次U J I あさぎりプランの取組みと成果.....	8
7. 本市における男女共同参画の現状	14
8. 本計画において取り組む重点課題	20
第2章 計画の内容.....	22
計画の体系	22
基本方向1	23
基本方向2	23
基本方向3	23
基本方向4	23
基本方向5	23
第3章 計画の推進.....	24
1. 計画の推進体制	24
2. 計画の進行管理	24
3. 市民等との連携・協働の推進.....	24
4. 計画の推進にかかる目標値	24
参考資料	25

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（平成11年公布・施行）では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、経済社会情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。

男女共同参画社会基本法の概要



内閣府男女共同参画局ホームページより

少子高齢化の進む我が国において、社会の持続的な発展のためには、女性が活躍できる社会づくりが最重要課題のひとつであるとして、2014年（平成26年）には、首相官邸内に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、2015年（平成27年）から毎年「女性活躍加速のための重点方針」を定めています。

国連サミットにおいては、2015年9月に、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。

このような状況の中で、本市では男女共同参画計画を複数回にわたり策定し、条例の趣旨を具体化する施策を推進してきました。

本市では、1995年（平成7年）3月に地域に根ざした男女共同参画社会の実現

をめざして「宇治市女性施策推進プラン（U J I あさぎりプラン）」を策定し、2001年（平成13年）3月の改定を経て、あらゆる分野における男女共同参画の推進や女性の人権の尊重などに関する取組を推進してきました。

また、2004年（平成16年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、男女共同参画の推進に関する基本理念や本市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。

このたび、「第4次U J I あさぎりプラン」の計画期間が2020年（令和2年）度で終了することから、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応しつつ、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次U J I あさぎりプラン」を策定します。

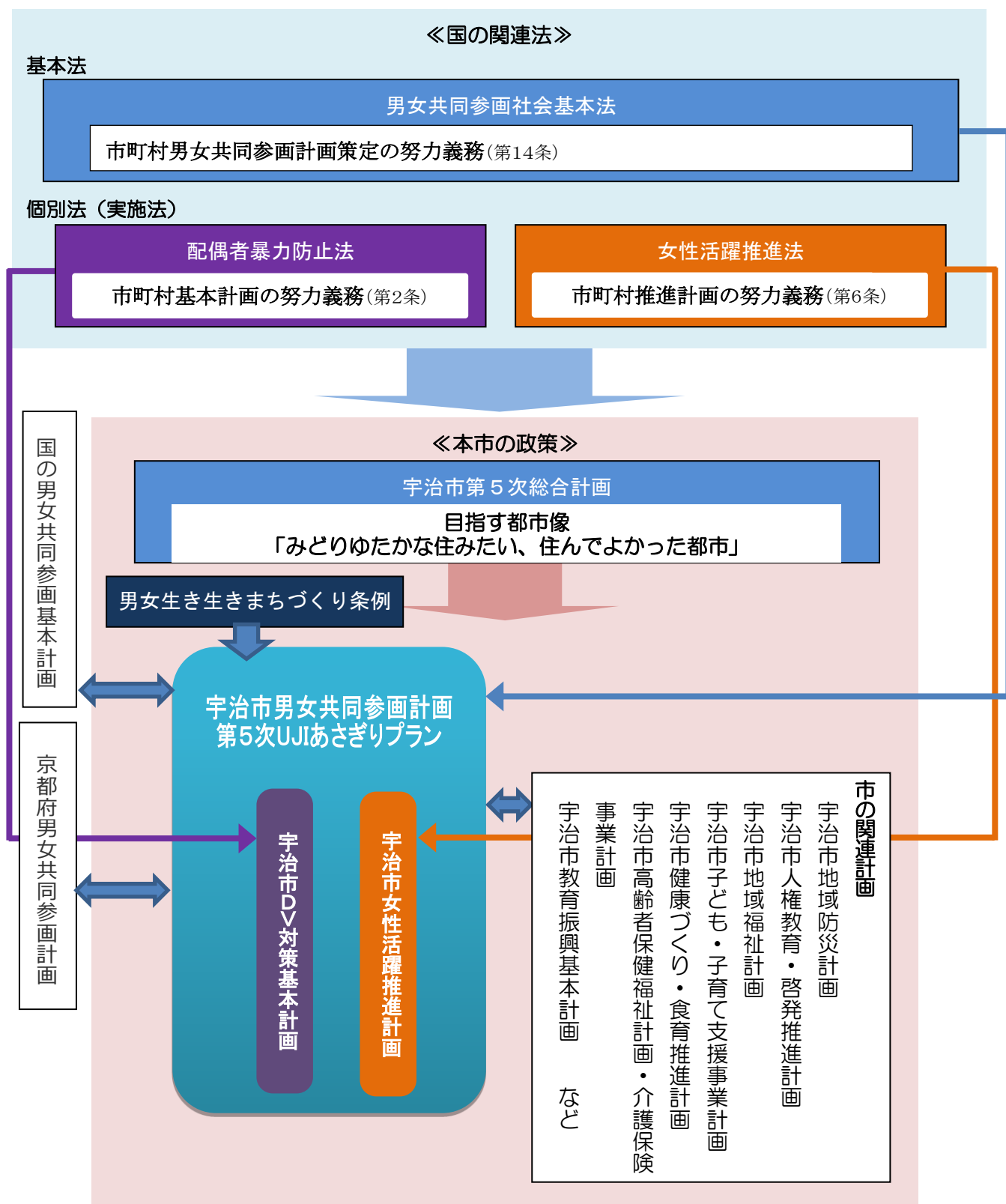
2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める本市の男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「宇治市DV対策基本計画」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「宇治市女性活躍推進計画」を包含します。
- 本計画は「宇治市総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画と連携を図りながら推進します。

3. 計画の期間

計画期間は、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

《計画の位置づけ概念図》



4. 計画の策定経過

本計画は、「宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」及び「宇治市男女共同参画に関する事業所調査」（以下、アンケート調査）や「宇治市男女共同参画に関する座談会」（以下、座談会）などにより、本市の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続）や宇治市男女共同参画支援センターにおける取組などを通じて広く市民等の意見を求め、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める「宇治市男女共同参画審議会」の審議を経て策定しました。

【アンケート調査の概要】

■実施時期

2020（令和2年）1月

■市民意識・実態調査

宇治市在住の満16歳以上の市民を対象に4,000人を無作為抽出しました。

■事業所調査

宇治市内の事業所を対象に300事業所を無作為抽出しました。

【座談会の概要】

■実施時期

2020（令和2年）7月

■内容

男女共同参画計画の策定において重要なテーマについての専門家、当事者等が日頃感じていることや課題の有無、解決の方向性などの意見を聴取して、重点課題の設定を行いました。

5. 計画の目標

(1) めざす将来像

『真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現』

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める8つの基本理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければならないという意識が、社会全体及び市民の日常生活に浸透し、市民一人ひとりが男女共同参画を実践できる地域社会の実現をめざします。

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の基本理念

- ①男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- ③家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為(身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。)及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- ④社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- ⑤男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。
- ⑦あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。
- ⑧国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(2) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、社会のあらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域などにおける多様な活動を一人ひとりの希望に沿ったかたちで展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。

男女共同参画社会のイメージ図



内閣府男女共同参画局ホームページより

6. 第4次UJIあさぎりプランの取組みと成果

(1) 目標値・指標値の達成状況

「男女共同参画社会」や「ジェンダー」の言葉の周知度は第4次計画策定時に比べて大幅に上昇しており、男女共同参画に関する言葉の浸透がうかがえます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担に否定的な考えの人が過半数を超え目標を超えています。その一方で、各分野における男女の地位の平等感が高まっておらず、むしろほとんどの分野で男性優遇感が高まっている傾向です。性別役割分担に否定的な人の割合が高くなっているのに対して各分野において男女がおかれた状況に大きな変化がみられていないことがうかがえます。

市内事業所においては、女性活躍に関するポジティブ・アクションや育児・介護との両立支援、ハラスメント対策などの取組が広がってきており、いずれも目標を上回っています。

基本方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

□は現状値が目標を上回った項目

△は第4次計画策定時よりも目標に近づいた項目

▽は第4次計画策定時よりも目標から離れた項目

項目	第3次計画策定時(参考)	第4次計画策定時(2015・H27)	現状値(2020・R2)	目標値・指標値(2020・R2)
「男女生き生きまちづくり条例」の周知度	31.3%	27.9%	▽ 23.9%	40%
「男女共同参画社会」という言葉の認識度	51.4%	60.4%	□ 71.8%	70%
「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)」という言葉の認識度	35.6%	41.7%	□ 67.3%	50%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	39.9%	44.7%	□ 52.7%	50%
「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合	13.7%	15.0%	▽ 12.6%	30%
社会全体でみた場合に、男女の地位が平等になっていると思う人の割合	15.9%	15.2%	▽ 15.1%	30%
セクシュアル・ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合	32.8%	26.4%	□ 50.0%	40%
セクシュアル・ハラスメントを経験したことがある人の割合	女性⇒38.4% 男性⇒15.3%	女性⇒36.8% 男性⇒18.9%	△ 27.8% △ 11.0%	0% 0%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	62.5%	63.6%	▽ 57.8%	70%

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
職場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	16.7%	19.4%	△ 21.1%	30%
政策・方針の立案・決定において女性の意見が反映されていると思う人の割合 ※1	12.9%	7.0%	△ 13.6%	20%
政策・方針決定の場へ参画したいと思う女性の割合	17.7%	12.4%	▽ 9.5%	20%
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	21.8%	26.4%	81.4%	40%
本市管理監督者への女性職員の登用割合	19.3%	20.2%	△ 22.1%	25%
本市審議会等における女性委員の登用割合	27.2%	28.6%	28.6%	35%
女性委員がいない本市審議会等 (女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数)	10/90	14/88	△ 11/94	0

※1: 政治の場で、「女性が優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「平等になっている」と回答した割合

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認識度	48.0%	54.5%	60.5%	60%
本市男性職員の育児休業取得率 (取得者数/対象者数)	0%	4.0%	11.1%	10%
育児休業を取得したことがある人の割合	女性⇒7.5% 男性⇒3.0%	女性⇒8.7% 男性⇒1.6%	△ 14.0% ▽ 1.5%	20% 10%
介護休業を取得したことがある人の割合	女性⇒2.0% 男性⇒2.3%	女性⇒2.4% 男性⇒1.8%	△ 2.8% △ 1.9%	10% 10%
育児を支援する対策を講じている事業所の割合	53.8%	52.8%	80.4%	60%
介護を支援する対策を講じている事業所の割合	36.1%	35.8%	80.4%	50%

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
DVを経験したことがある人の割合	女性⇒27.4% 男性⇒10.0%	女性⇒20.6% 男性⇒10.0%	▽ 20.7% △ 8.1%	0% 0%
子宮頸がん検診受診率	10.0% (H20)	17.7%	▽ 7.4%	50%(H36)
乳がん検診受診率	12.3% (H20)	22.1%	▽ 10.5%	50%(H36)

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第3次計画 策定時（参考）	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
地域において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	47.0%	46.2%	▽ 43.4%	60%
地域活動へ参加したことがある人の割合	39.4%	66.8%	△ 70.3%	80%

(2) 前期計画における取組と課題

本市では「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する年次報告書の作成と公表を定めています。

宇治市男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、PDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」に基づき進行管理を行っており、この計画の進行状況については、毎年、市民アンケートによる市民意識調査と庁内各課へは「具体的施策進行状況調査」を実施しました。

【基本方向1】男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

「男女の人権の確立と固定的性別役割分担意識の解消」に向けて、さまざまな広報・啓発に取り組むとともに、学習機会の提供に努めました。また、「教育を通じた理解の促進」を目指し、学校教育及び生涯教育の場において、学習の推進に努めました。

第4次あさぎりプランの計画期間中は、「男女共同参画社会」や「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」といった言葉の認識度が上昇し「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方」に反対する人の割合は半数を超え目標を達成したものの、「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合は第4次計画策定時点より減少し、指標値を下回りました。これは、男女平等意識の高まりにより、現状との差が大きく感じられるようになったとも考えられます。

男女共同参画の推進に向けた意識は着実に高まりつつありますが、依然として男女の固定的な性別役割分担が根強く存在している状況であり、引き続き、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

【基本方向2】あらゆる分野における女性の活躍の推進

「職業生活における男女共同参画の推進」に向けては、労政ニュースやホームページ、情報誌『リズム』において女性活躍推進のためのポジティブ・アクションなどについて広報啓発を実施しました。第4次あさぎりプランの計画期間中、事業所では、ポジティブアクションに取り組む割合が大幅に増加しています。また、市役所における取組として「宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、管理監督者に占める女性職員の割合等、情報の公開を行いました。「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に向けては、本市審議会等への女性委員の登用などを推進するため、女性委員の割合が35%未満の審議会等を所管する所属への事前協議を行いました。結果として第4次計画策定時点と同割合にとどまりました。審議会委員が充て職で団体の長であることが多いこと、長である女性が少ないなどの課題が考えられます。「女性のチャレンジ支援」としては、相談事業や講座の開催により、女性の起業や、経営参画支援に向けた学習機会を

提供し、また相談の充実を図りました。

女性の活躍についての取り組みは徐々には進みつつありますが、より一層取り組みを進め、あらゆる分野での活躍を推進する必要があります。

【基本方向3】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」に向けては、情報誌『リズム』の発行、労政ニュースの発行などにより、情報提供・啓発に努めました。その結果、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認識度は上昇し、目標を達成しています。また、育児、介護を支援する対策を講じている事業所の割合が大幅に増加し、目標を達成しています。「男性にとっての男女共同参画」としては、男性のための相談事業を実施するとともに、相談事業の広報にも努めました。市役所における男性職員の育児休業取得率は11.1%なり、目標を達成することができました。これは育児休業取得者の体験談等を内容とする育児パパセミナーの実施による成果などが考えられます。

今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みとともに、男性の育児や介護、家事への参画推進など、実質的な男女共同参画の取り組みを進める必要があります。

【基本方向4】安全・安心な暮らしの実現

「配偶者等からの暴力の根絶」に向けて、児童虐待防止推進月間と連携し、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンとして、DV防止に向けた啓発や学習機会の提供に努めたほか、ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携や情報共有に努めました。「困難な状況を抱えた女性への支援」としては、女性のための相談事業を実施し、必要に応じて関係機関への紹介や情報提供を行いました。「生涯を通じた女性の健康支援」としては、子宮頸がん・乳がん検診に加え、妊婦歯科健康診査事業を実施しました。「地域防災における男女共同参画の推進」に向けては、災害時における男女共同参画視点の重要性や地域コミュニティの大切さについての研修を行うことや、引き続き、災害対策本部地区班への女性配置に努めました。

今後も、困難な状況を抱えた女性への支援のために関係機関とのネットワークを強化し、支援に努める必要があります。

【基本方向5】協働による男女生き生きまちづくりの推進

「市民等との協働の推進」に向けては、あさぎりフェスティバルの開催や市民企画事業の実施など、まちづくりに向けた市民活動や地域活動への参画を促進し、さまざまな啓発及び情報提供を行うとともに、市民等との協働事業の推進に努めました。

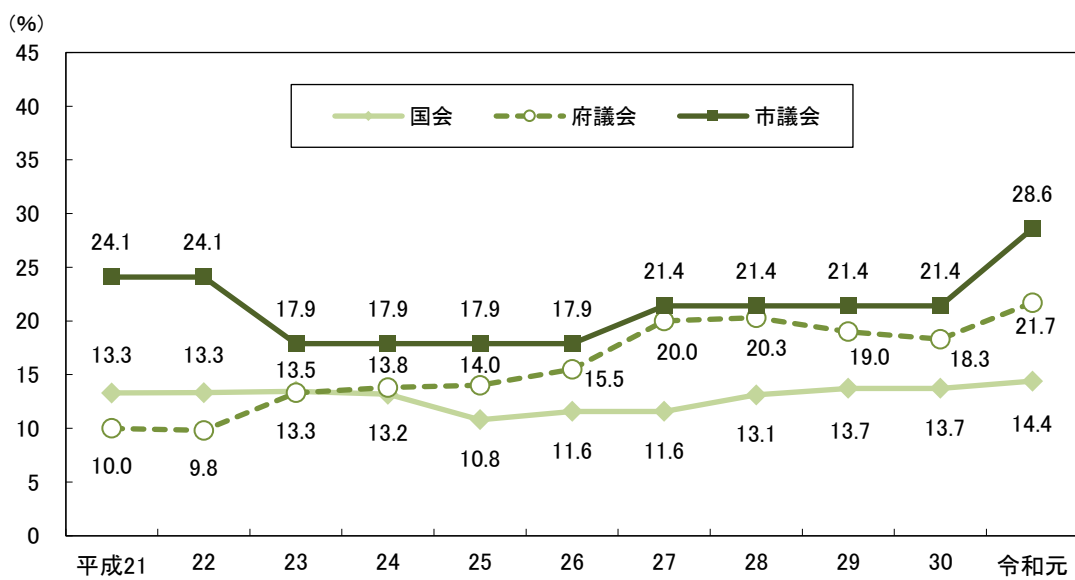
今後も、地域に根差した男女共同参画社会の実現をめざし、地域の各団体との連携や協働をより一層推進する必要があります。

7. 本市における男女共同参画の現状

(1) 意思決定等への女性の参画

① 女性議員割合の推移

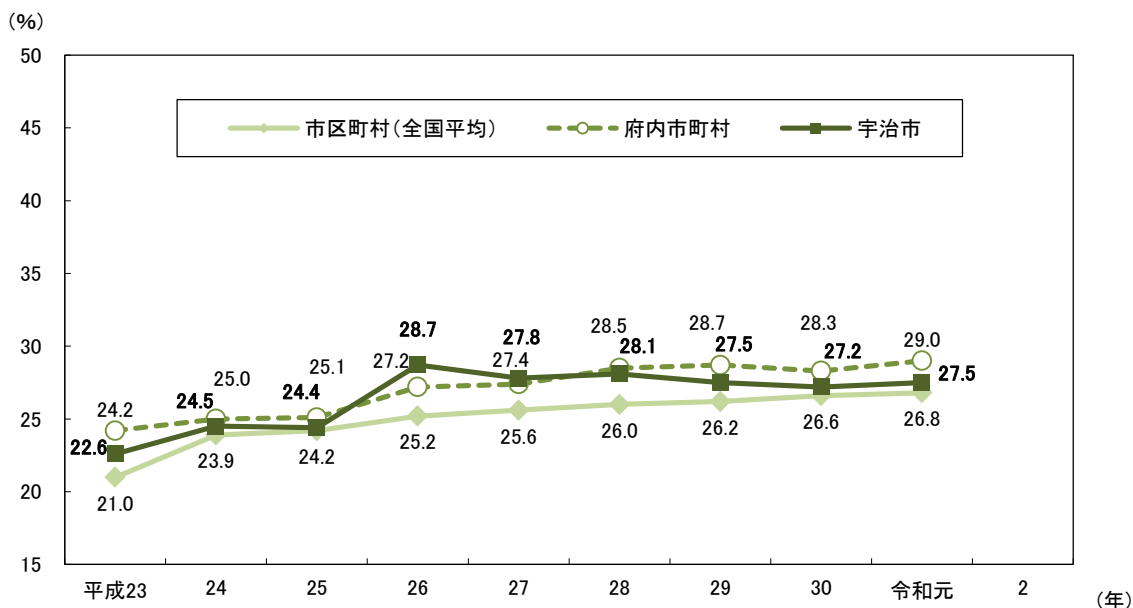
本市市議会における女性議員割合は、28.6%（28人中8人）で、京都府議会、国会に比べて高くなっています。



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
宇治市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

② 審議会などの委員の女性割合の推移

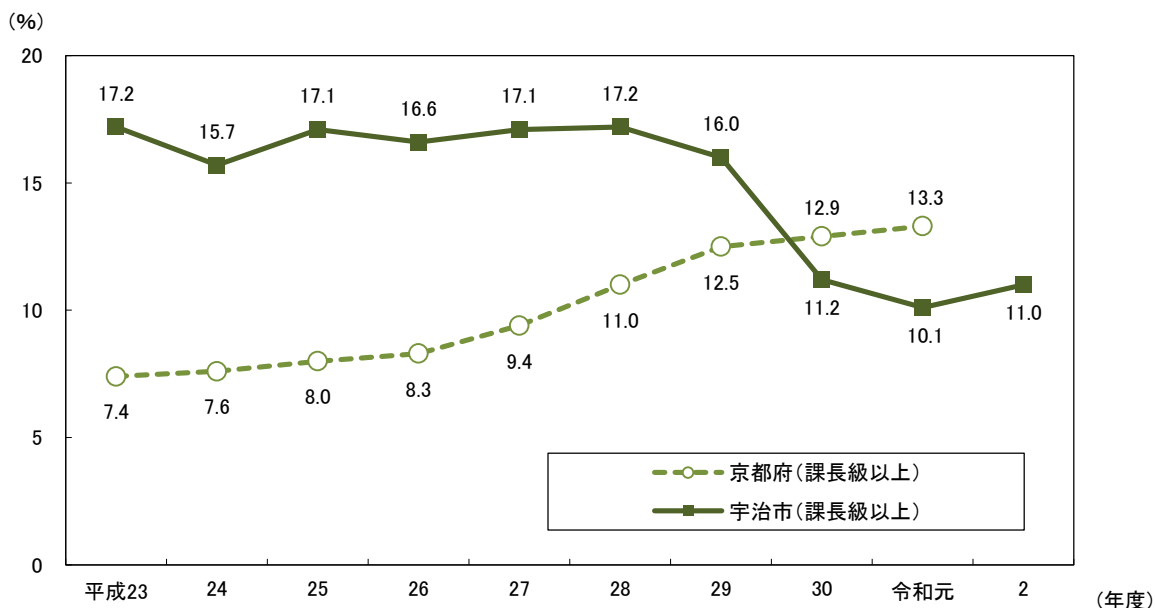
審議会等委員の女性割合は、全国平均よりもやや高いですが京都府平均よりも低くなっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

③市職員における女性管理職割合の推移

市職員の女性管理職割合は、2017年（平成29年）まで横ばいで推移していましたが、2018年（平成30年）以後、低下しています。

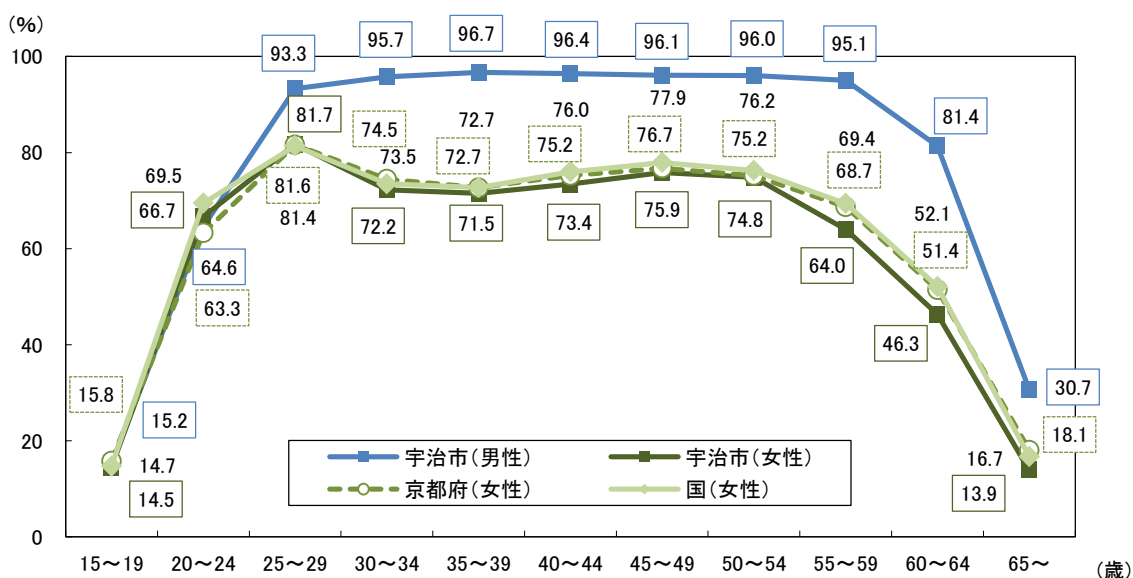


資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(2) 就労状況

①性別・年齢層別 労働力率

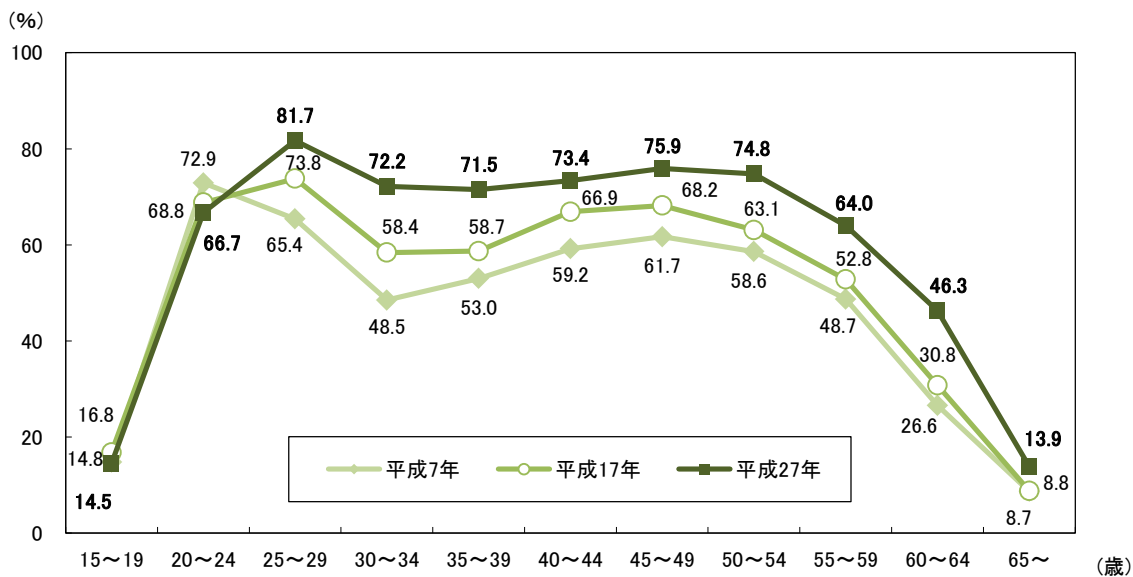
本市における女性の年齢層別労働力率は、全国、京都府とほぼ同程度となっています。本市の男性の30歳代から50歳代の労働力率が約95%であるのに対して、女性は20ポイント以上低くなっています。



資料:総務省「国勢調査」2015年(平成27年)

②女性労働力率の経年変化（宇治市）

女性労働力率の変化をみると、この20年間でいわゆる「M字カーブ」の底（30歳代の労働力率）が大幅に上昇しています。

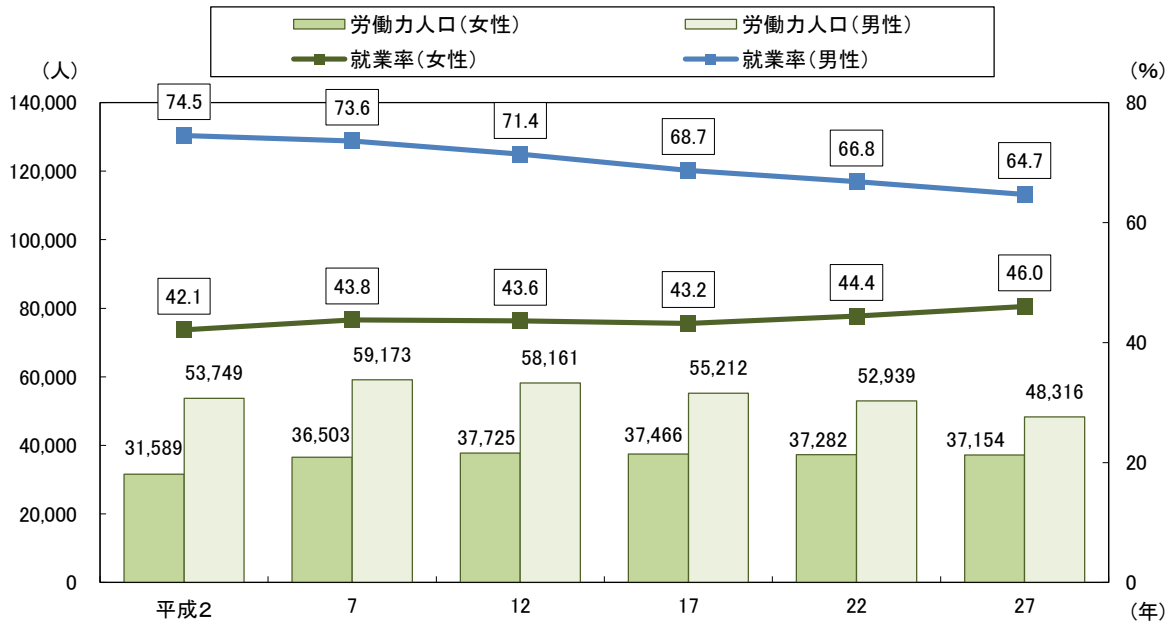


資料:総務省「国勢調査」

③男女別労働力人口と就業率の推移

全国的にみて、男性の労働力人口は減少して就業率も低下傾向ですが、女性の労働力人口は横ばいを維持し就業率は上昇傾向です。

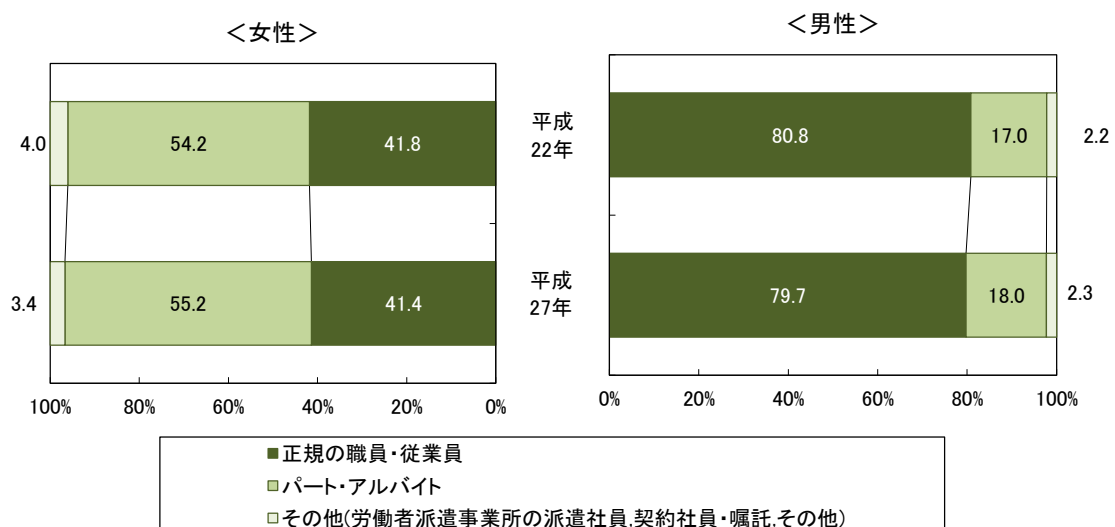
人口の高齢化により、男性は定年退職者の占める割合が高くなっているのに対して、女性はこれまで就業率が低かった子育て世代の就業率が高まったことが背景にあると考えられます。



資料:総務省「国勢調査」

④雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（宇治市）

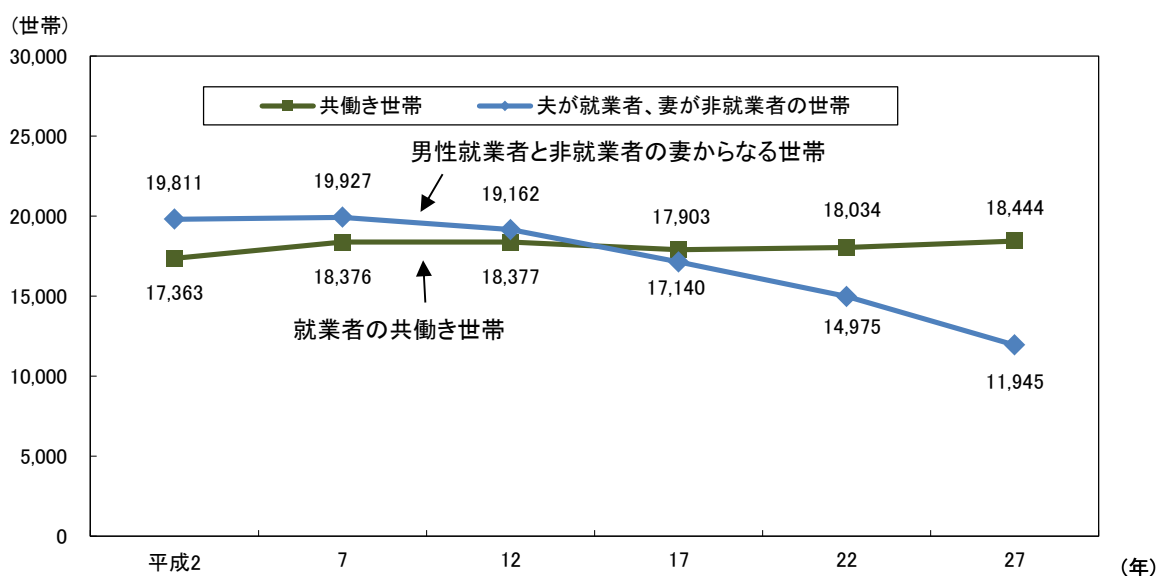
正規の職員・従業員の割合が、男性は約8割に対して、女性では約4割という構成割合はほとんど変化していません。



資料:総務省「国勢調査」

⑤ 共働き世帯の推移（宇治市）

本市では、2005年（平成17年）に、共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回り、その差は大きくなっています。

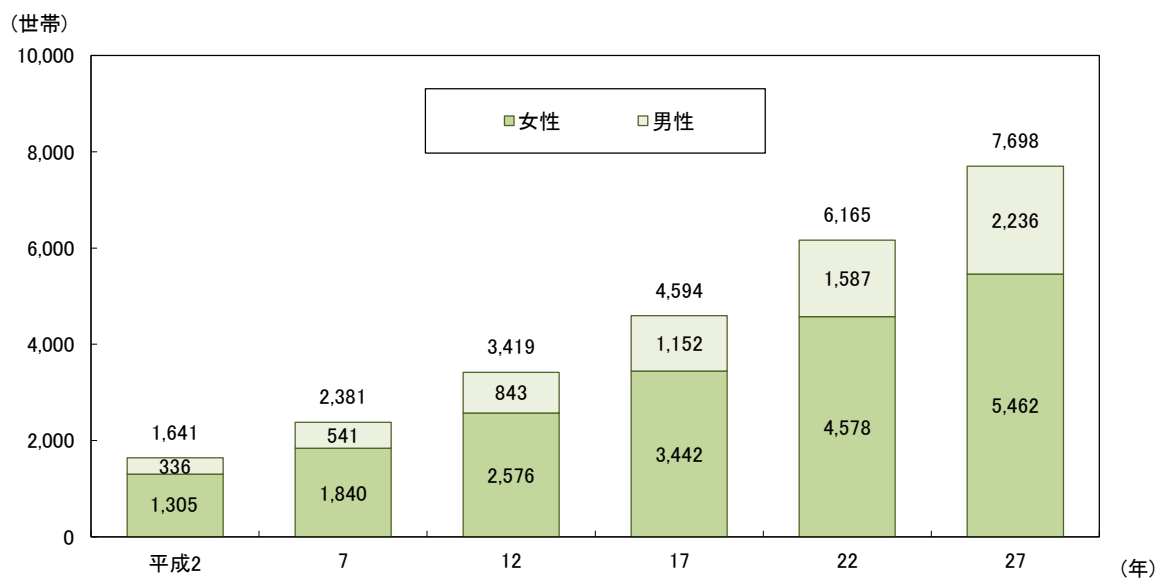


(注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料：総務省「国勢調査」

(3) 暮らし

① 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（宇治市）

本市では、この25年間で高齢単独世帯数は約4.7倍に増加しています。高齢単独世帯のうち女性は約7割を占めています。

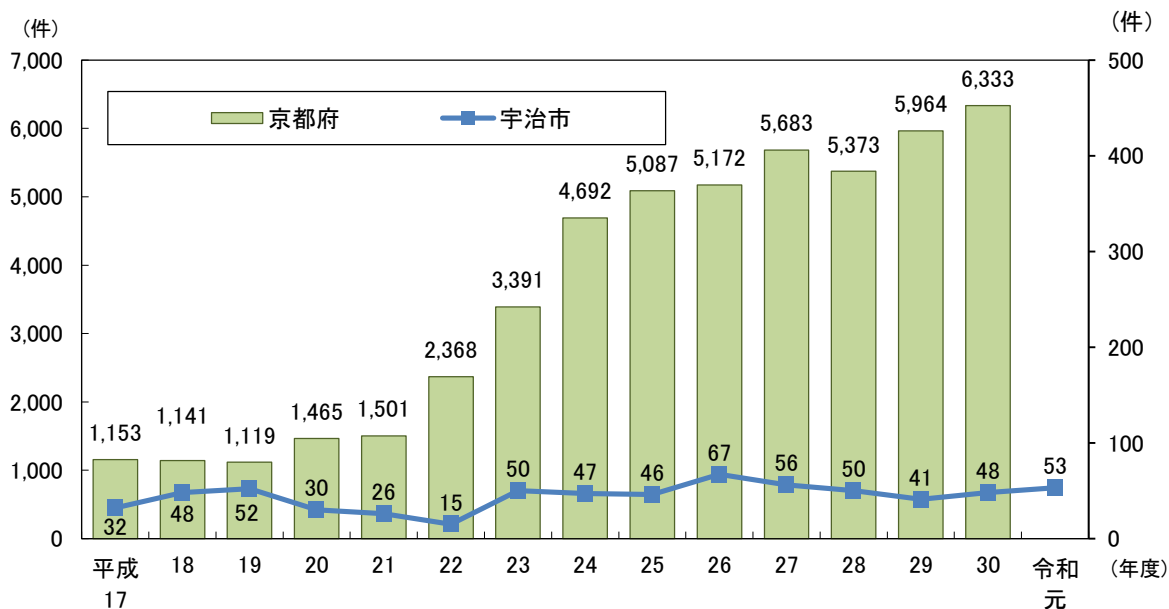


資料：総務省「国勢調査」

(4) 相談状況

①配偶者からの暴力相談件数の推移（京都府・宇治市）

京都府における配偶者からの暴力相談件数は増加傾向となっています。本市の相談件数は横ばいの状況です。



(注) 京都府は、京都府府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数
 (家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター)
 資料: 京都府は京都府「男女共同参画に関する年次報告」2019年度(令和元年度)版
 宇治市は男女共同参画課

②宇治市男女共同参画支援センターにおける相談の状況

1. 女性のための相談

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
一般相談	312件	214件	193件	177件	204件	215件	181件	188件	186件	192件
内DV件数(主訴)	15件	50件	47件	46件	67件	56件	50件	41件	48件	53件
フェミニスト・カウンセリング	42件	55件	36件	93件	92件	79件	66件	67件	96件	72件
法律相談	34件	38件	39件	37件	36件	37件	30件	27件	28件	31件
こころとからだの相談	11件	7件	10件	9件	12件	9件	4件	5件	3件	4件
相談計	399件	314件	278件	316件	344件	340件	281件	287件	313件	299件
CoCo チャレ相談 起業カフェ	回数	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回
	内出前相談	(4回)	(4回)	(4回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)
	件数	63件	63件	59件	67件	81件	78件	89件	86件	87件
	人数	81人	84人	92人	101人	114人	102人	110人	104人	95人

2. 男性のための相談

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
男性のための相談					9件	18件	24件	31件	26件	27件

資料: 男女共同参画課

8. 本計画において取り組む重点課題

基本方向 1

多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

(1) 固定的な性別イメージの解消

「男らしさ」「女らしさ」といった固定的な性別イメージは、育つ環境や所属する集団の中で知らず知らずのうちに形成され、固定観念となっていきます。このような、性別に関わる無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、男女の生きづらさにもつながっていると思われます。

無意識の偏見・思い込みは誰もが持っているものですが、その存在に、まずは気づき、自覚することが重要です。そして、固定的な性別イメージの解消に努めることが望まれます。

また、男女平等・男女共同参画の意識は幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって培われるため、幼少期からの取り組みが重要です。

基本方向 2

あらゆる分野における女性の活躍の推進

(2) 女性の活躍推進とエンパワメント支援

少子高齢化が益々進展するなかで、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、これまで活用が不十分であった女性の能力を社会のあらゆる分野において活用することが要請されています。また、世界的に合意されたSDGs（持続可能な開発目標）においてもジェンダー平等が目標のひとつに掲げられています。

働く女性が増加し、子育て期間中も継続して就労する女性は増加していますが、家事・育児・介護等に大きな負担を感じているという実態があります。それらの負担が大きいことは、女性が仕事で活躍する機会を減らしてしまいます。

また、女性の起業やローカルビジネス等のチャレンジを支援することは、地域のためになり、かつ柔軟で新しい働き方を生み出す可能性があります。

新たな課題の解決や社会の活力を維持するためにも、女性がこれまで以上に活躍できるよう、ポジティブアクションや条件整備に取り組む必要があります。

基本方向 3

ワーク・ライフ・バランスの実現

(3) 男性の家事・育児・介護等への参画

人生100年時代、個人の人生を豊かにする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する関心が高まっています。

育児に積極的に関わっている男性は、子どもの成長とともに自分自身の成長も実感できることが多く、家族間のコミュニケーションにも良い影響が生じています。しかしながら、職場環境が整っていないなどにより、男性が家事・育児・介

護等に十分に参画できていない実態があります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能になる、職場での働き方改革と同時に、男性が家事や介護、育児に関わることができる条件整備が必要です。

（４）困難を抱える女性への支援

基本方向 4

安全・安心な暮らしの実現

女性に対する暴力の背景には、社会における男女間の格差や男性優位の意識が影響しています。近年は、DVや虐待が世代間で連鎖していて、対応が一層複雑化し、困難になっている状況があるとの指摘があります。DVや虐待の影響の大きさや、長期間に及ぶことの理解を広げて、女性に対する暴力の根絶をめざすとともに、支援を必要とする人、一人ひとりがおかれた状況が異なることを念頭において適切な支援をねばり強く行う必要があります。このため様々な関係機関と連携することにより、相談・支援体制を強化する必要があります。

また、早い段階での相談につながるような窓口の周知や受け入れ体制の整備、あわせて幼少期から女性の生き方に関かわる教育に取り組む必要があります。

（５）地域防災における男女共同参画

基本方向 5

協働による男女共同生き生きまちづくりの推進

近年、大規模災害が頻発するなかで、地域における防災・減災活動の重要性が増しています。これまでの災害時には、避難所や仮設住宅などで女性や子どもが性暴力被害にあう、家庭内でのDVや虐待が増えるといったことが現実起こっています。

災害時に開設される避難所運営にあたっては、地域に暮らす多様な市民が避難所ではともに過ごすことになるため、特定の人が我慢を強いられるようなことのないように配慮されなければなりません。

今後発生することが予測される災害に備え、男女共同参画の切り口から、避難所運営や復興対策に女性の視点を反映し、地域防災の取り組みを行うことは、よりよいコミュニティづくりにもつながります。

第2章 計画の内容

計画の体系

(別紙参照)

基本方向 1

基本方向 2

基本方向 3

基本方向 4

基本方向 5

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 市民等との連携・協働の推進
4. 計画の推進にかかる目標値

參考資料
